

平成 24 年 3 月 2 日

社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 丹野美絵子様

株式会社ポジティブドリームパーソンズ
代表取締役 杉元 崇将



回答書

前略 貴法人におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度弊社のウェディングパーティご利用規約に関し、平成 24 年 2 月 8 日付「ご連絡」と題する書面（以下「本書面」といいます。）にて、ご指摘を頂きました事項につきましては、改めて貴法人からのご指摘を真摯に受け止めると共に、弊社の見解を下記に記載させていただきます。何卒ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

第 1 「使用停止を求める条項に関する申入れ」について

1. 「最終人数、及び、手配の確定」について定める新規約第 3 条について

(1) 食品、飲料を 10 日前の確定としている点

弊社からの平成 23 年 11 月 30 日付回答書（以下「弊社回答書 1」といいます。）において述べましたように、食品、飲料については、仕込みや料理の準備の関係、発注から納入までに要する日数、あるいはお客様にご請求書を発送してお支払い頂く時期の関係から、最低でもご婚礼実施日の 10 日前までに数量を確定して発注を行う必要がございます。

そして、仮に発注後に一部のキャンセルが発生した場合に、注文済みの飲料、食品のうち、食品に関しては、消費期限の関係から他のご披露宴に再利用することは困難です。

また飲料についても、確かに一部再販が可能な商品もございますが、商品を再販できたとしても、その飲料分の粗利が弊社の損害となってしまうこと（特に飲食の粗利率は 80%以上と非常に大きく、キャンセルによって弊社が被る逸失利益も多額なものになります。）、弊社には大量の飲料在庫を保管しておく設備もないため、キャンセルされた飲料について保管を行うとすれば多額の保管料も要することになってしまい弊社の損害となること、については、いずれも弊社回答書 1 にて述べたとおりです。

そのため、10 日前以降にキャンセルされた人数分の食料、飲料の費用については、全額が弊社の損害になり得るものですので、この点につき、今一度ご検討頂ければ幸いです。

(2) その他の手配物を 14 日前の確定としている点

その他手配物とは、引出物、花、ご出席者に配布する印刷物等の他、司会者、カメラマンの手配を指しますが、ご指摘を受けて同条の記載について弊社にて改めて検討した結果、これらに関しては 6 条④項の実費に含まれるものとして規定されており、同項に従って処理されるべきものであること、また司会者やカメラマンの料金は人数の減少等には無関係なものであることを考慮し、3 条に規定するのは適切ではないと思料しました。

したがって、3 条におけるそれ以外の手配物に関する規定は削除し、下記のとおり修正させて頂きました。

記

3. 最終人数、及び、手配の確定

お料理・お飲物をご用意させて頂く人数（以下「有料人数」と称します）は、ご披露宴等開催日の 10 日前を最終の確定日とさせて頂きます。

その最終確定日以降は全ての手配が終了しておりますので、人数や数量が減少した場合でも、最終確定人数、及び、最終確定数量のご請求をさせて頂きますのでご了承下さい。

2. 「お取消料」について定める新規約第 6 条について（及び、第 6 条を引用の上「期日変更料」について規定している第 7 条について。）

(1) 取消日が 181 日より前までの取消料を一律 5 万円と扱うことについて

- ①. 貴法人からのご指摘を受け、改めて検討した結果、第 6 条のご指摘部分について下記のとおり修正しました。下記の修正は、本書面におけるご指摘、及びご指摘頂いた裁判例を踏まえて検討した結果、取消日がご婚礼日の 1 年以上前の場合にはお取消料を頂かないこととしたものです。ご婚礼については、1 年前以上にご契約頂く場合も多く、1 年前の日を経過しますと、婚礼の成約率は著しく低下致します。したがって 1 年前にの日以降にキャンセルされた場合には、やはり一定の逸失利益が弊社に生じるものといわざるを得ず、そうすると、取消日が 364 日前より 181 日前までの間にキャンセルされた場合には、一律 5 万円をお取消料として頂くことは妥当なものと考えております。下記の金額設定に関しては、日本ブライダル事業振興協会が定めるモデル約款（以下「モデル約款」といいます。）における解約料金の定めよりも低額に定められており、その点からも妥当な金額設定

であると考えております。

記

取消日が 364 日前より 181 日前まで・・・5 万円

(2) 取消日が「180 日前より 91 日前まで」「30 日前より 11 日前まで」「10 日前よりご披露宴等前日まで」の各取扱いについて

- ①. 「30 日前より 11 日前まで」及び「10 日前よりご披露宴等前日まで」における取消料は、確かにモデル約款における解約料金の料率よりも高額に設定されています。しかしながら、30 日前の日以降にキャンセルされた場合、代替のご婚礼の成約を獲得することは著しく困難であり、特に 10 日前の日以降はほぼ不可能といえます。そうすると、特に 10 日前以降の日にキャンセルされた場合には、ほぼ全額が逸失利益として弊社の損害になり得るものですので、この期間にキャンセルされた場合の料率を、「80%及び実費」としたとしても、弊社の被る平均的損害を超えるものではないと考えております。なお、貴法人からご指摘を頂いているモデル約款における料率よりも高額に設定されている、という点につきましても、モデル約款においては料率を乗じる「お見積額」については、サービス料を除く、とされています。この点、一般的にブライダル業者がお客様に提示しているお見積額には当然に実費が含まれるものですので、モデル約款における「お見積額」には実費も含んだものとなっているものと思われま。

これに対し、弊社の規約においては、取消料の料率を乗じる「最新のお見積金額」について「サービス料、及び実費を除く」としており、そもそも料率を乗じるお見積金額が、相当程度モデル約款における「お見積額」よりも低額になるものと思われま。そうすると、モデル約款との比較は、単純に料率のみで出来るものではなく、弊社と致しましては、料率がモデル約款よりも高く設定されているとしても、算出されるお取消料自体は、モデル約款における解約料とほぼ同等か、若しくは低額になるものと考えております。

この点も考慮頂いた上で、ご検討頂けますと幸いです。

- ②. また、取消日が「180 日前より 91 日前まで」については、「社団法人日本ブライダル事業振興協会」のモデル約款に準じた定めとさせて頂きました。確かに、旧約款においては、「会場費の 50%」としていたため、消費者の負担が増大する場合も想定しえますが、弊社の逸失利益を考慮した結果、妥当な金額の定めであると考えております。

3. 「損害賠償」について定める新規約第 11 条について

ご指摘に従い、お客様に対して故意過失を問わず損害賠償責任を負担させることがないように、第 11 条を以下のとおり修正致しました。

【修正後第 11 条】（修正部分は下線部）

11. 損害賠償

お客様、お客様の関係者、或いは、お客様が直接手配された業者の方が、会場の施設・什器備品等を破損、損傷させることのないよう十分ご注意ください。

万一、当会場の施設・什器備品等に破損、損傷を与えた場合は、当該破損、損傷行為について故意若しくは過失がある場合に限り、破損、損傷行為をされた当事者の方の費用負担において当社指定業者にて速やかに修理して頂くか、損害賠償金をご負担して頂きます。

4. 「ご解約」について定める新規約第 17 条について

ご指摘に従い、第 17 条を以下のとおり修正致します。

なお、現在の弊社における共通認識及び取扱いにおいても、第 17 条に該当するような場合においては、お客様からお預かりしている金銭については、お申込み金を始め、全額を返金することとしております。この点、新規約における記載が不明確であったことについては反省しております。

【修正後第 17 条】

17. ご解約

天変地異、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令又は指導、ストライキ、交通の閉塞その他不可抗力等、会場側の責任に帰することの出来ない事由により当社が契約上の義務を履行出来ない、又は履行期限を遵守できない場合。尚、この場合の解約につきましては、解薬に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは致しかねますので、ご了承下さい。但し、お申込金をはじめ、お客様からお預かり若しくはお支払い頂いている金銭は全額お返し致します。

第 2 「改善・是正を求める条項に関する申入れ」について

第 6 条のご指摘箇所については、現在下記の様に変更をしております（変更部分は下線部）。まず、料飲総額の内容を「初期お見積り金額」を基に計算することとしたのは、貴法人からもご指摘頂いた通り、一律に料飲総額を決定してしまうと、お客様によっては、お示ししているお見積金額より高額なお取消料が発生してしまう可能性があるため、一律に料飲総額を設定することなく、当初にお客様にお示ししている初期のお見積金額を基に計算することと致しました。

次に、下記の内容では、PLAN（パッケージプラン）使用時のお一人様当たりの料飲総額を一律に決定していますが、弊社のいずれの会場におけるパッケージプランにおける料飲総額を基礎として計算しても、下記に表記をしている設定金額を下回ることとはございません。

したがって、ご指摘頂いたような、弊社が割安なパッケージプランよりも高額な代金を基礎とした取消料を確保出来る反面、お客様がパッケージプランよりも高額な代金を基礎とした取消料を確保できることからお客様に不利ということはなく、むしろパッケージプランにおける料金よりも低額な金額で取消料が計算される点で、お客様に有利になっているものと考えております。

記

②挙式・ご結婚披露宴における、正式なお料理が決定するまでの最新お見積金額上の料飲総額の内容は、初期お見積金額を基に計算致します。但し、初期お見積金額をPLANでご提示している場合は、お一人様お料理=12,700円、お飲物=5,000円として計算致します。

③二次会における、正式なお料理が決定するまでの最新お見積金額上の料飲総額の内容は、初期お見積金額を基に計算致します。但し、初期お見積金額をPLANでご提示している場合は、お一人様7,000円として計算致します。